

沿岸広域振興局長告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年4月9日

沿岸広域振興局長 森 達 也

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 340号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市小国字立丸山国有林177林班と小班1地先から第1地割23番1地先まで	新	B 87.4~18.5 m	m 1,201.7
	旧	A 42.4~6.0	2,898.0
		B 87.4~18.5	1,201.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- (2) 期間 令和3年4月9日から同年5月10日まで